

令和2年3月6日

第97回 神戸市個人情報保護審議会

電子申請受付システムを利用した
自衛消防訓練通報・届出の受付について

(消防局)

神消予查第 2541 号
令和 2 年 3 月 3 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市消防長 長岡 賢



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めるます。

記

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

担当：消防局予防部査察課

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報の受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

【通報者情報】

- ・通報日
- ・代表者氏名
- ・防火管理者氏名
- ・所在地
- ・防火対象物名称（防火対象物の部分（テナント等）である場合は当該部分の名称）
- ・管理権原單一・複数の別
- ・電話番号
- ・訓練の日時
- ・訓練の内容
- ・参加予定人数
- ・電子申請の適用要件への適合している旨
(訓練資機材貸出なし、消防職員立会なし、119 番訓練通報を実施する場合は事前連絡を行う)
- ・その他参考事項
- ・受付確認受信用メールアドレス

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について

1. 趣旨

自衛消防訓練とは、消防法第8条第1項の規定に基づき、防火管理者を選任しなければならない防火対象物（一般戸建住宅を除く事業所、共同住宅等）において、火災発生時、在館者の安全を守るために、防火管理者が定めた消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を行うもので、不特定多数の者が出入する用途においては年2回、その他の用途については年1回実施し、実施する際にはあらかじめ管轄消防署へ通報・届出しなければならない。

また、上記に加え、管理権原が分かれている場合には消防法第8条の2第1項の規定に基づき防火対象物全体の自衛消防訓練を年1回行う必要があるほか、大規模な対象物にあっては消防法第36条に規定する防災管理者が定めた防災管理に係る消防計画に基づき地震等火災以外の災害に係る自衛消防訓練を年1回、さらに管理権原が分かれていればその全体訓練を年1回行う必要がある。

消防法及び神戸市火災予防条例の規定により、管理権原が分かれているものについては書面による届出、それ以外のものは通報を行うこととされており、①電話、②FAX、③書面（届出の場合は③のみ）のいずれかの方法で受理しているが、これらに加え、兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）を活用し、通報及び届出いずれの場合も電子による受理を可能とする。

【自衛消防訓練義務対象物数】

防火管理

- | | | |
|------------|--------|----------------------|
| (1) 年2回以上 | 6,735件 | (自衛消防訓練必要回数 13,470回) |
| (2) 年1回以上 | 6,516件 | (自衛消防訓練必要回数 6,516回) |
| (3) 全体消防訓練 | 153件 | (自衛消防訓練必要回数 153回) |

防災管理

- | | | |
|------------|------|-------------------|
| (4) 年1回以上 | 236件 | (自衛消防訓練必要回数 236回) |
| (5) 全体消防訓練 | 35件 | (自衛消防訓練必要回数 35回) |

計	13,675件	20,410回
---	---------	---------

※ 書面による通報・届出は年間約900件（平成29年度実績）

※ それぞれの訓練を同日に行う場合には、一度の通報・届出で行うことも可

2. 概要

e-ひょうごを利用して、下記のとおり、自衛消防訓練の受付を行う。

- 申請者が上記システムから必要事項を入力。
- 消防局予防部査察課がシステムを確認し、受付処理を行う。
- 消防局予防部査察課において、管轄消防署へ通報・届出があった旨連絡する。

- (4) 連絡を受けた管轄消防署において決裁する。

3. 効果

自衛消防訓練の受付について、「兵庫県電子申請受付システム」を活用することにより、通報・届出者の利便性向上及び消防署の事務効率化を図ることができる。

4. 実施時期

令和2年3月 兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）申請
令和2年3月 実施準備（事務処理マニュアル作成・テスト）
令和2年4月 電子申請受付開始、ホームページ掲載（リンク貼付け）

5. 想定件数

約14,000件（自衛消防訓練義務対象物数）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 職員側のパソコンは「PC統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ、パソコンが起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ② 申請者のパソコンと、データを受け取る兵庫県が委託している委託業者が管理するサーバとの間は、暗号化通信を行い、通信途中での漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
- ③ 受付時に到達番号と問合せ番号（IDとパスワードに相当）を申請者に発行する。また、職員による操作については、IDとパスワードにより適切に権限設定を行い、消防局予防部査察課の職員と申請者以外はデータにアクセスすることができないようにする。
- ④ 電子申請受付システムは共同運営システムとして構築されているため、他団体ともサーバ機器等を共有するが、IPアクセス制限により他団体からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
- ⑤ 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク（LGWAN）」により、セキュリティを確保している。
- ⑥ 外部からの不正アクセスを阻止するファイアウォール（外部侵入防止装置）

を設けるとともに、コンピュータウィルス対策ソフトの導入等によりウィルス感染による情報漏えい等を防ぐ措置を講じる。

(2) 運用上の保護

- ① 出力した文書は、従来と同様に、公文書分類表に基づき、規定の年数保管されたのち、廃棄される。
- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに個人情報の適正管理について点検を行う。
- ③ パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ④ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

自衛消防訓練通報の電子申請システムによる受付のイメージ

